○県営土地改良事業の換地計画に関する地積を特に減じて換地を定め、

又

(農村整備課)

同

九

畜

課

八 七 七

○漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果 (区域内特定養殖業者)

(農林水産経営支援課)

同 産

平成二十四年十月十九日

○家畜伝染病の発生

(1)

○障害者自立支援法に基づく自立支援医療を行う医療機関の指定

(子育て支援課)

(森林整備課)

告

○保安林の指定施業要件の変更の予定

〇海岸保全区域の変更 (二件)

は換地を定めない土地としての指定

〇救急医療機関の認定

○生活保護法による指定施術者の廃止の届出

宮

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定

〇漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果 (特定第二号漁

業者)

○児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の指定

○生活保護法による指定介護機関の指定

○生活保護法による施術者の指定

○生活保護法による指定医療機関の廃止の届出

○生活保護法による医療機関の指定

告

示

目

次

○生活保護法による指定医療機関の変更の届出

五 五

五

六

Ξ

選挙管理委員会

〇政治団体の届出

○政治団体の届出事項の異動届

〇政治団体の解散届

城

行 宮

(総務部私学文書課) 宮城県仙台市青葉区 本町三丁目8番1号 電話 022(211)2267 (毎週火,金曜日発行)

(社会福祉課) 〇政治団体の収支報告書の要旨の公表 (平成二十四年分) ○政治団体の収支報告書の要旨の公表 (平成二十三年分) ○政治団体の収支報告書の要旨の訂正 (平成十八年分) ○資金管理団体の指定取消しの届出 ○資金管理団体の届出

> 兀 兀 Ξ

五

五

同 同 同 五 ○政治団体の収支報告書の要旨の訂正 (平成二十年分) ○政治団体の収支報告書の要旨の訂正 (平成十九年分)

六

同

六

六

(障害福祉課) 同

(医療整備課)

○宮城県告示第八百十二号

○政治団体の収支報告書の要旨の訂正 (平成二十一年分)

公安委員会

○警備業検定合格者審査の実施

告 示

例によるものとされた場合を含む。) の規定により、医療機関として次のとおり指定した び永住帰国後の自立の支援に関する法律 (平成六年法律第三十号) 第十四条第四項の規定によりその 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第四十九条 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及

宮城県知事 村 井

嘉

浩

平成二十四年九月四日	柴田郡川崎町大字前川字町尻十二	西村歯科医院
平成二十四年十月一日	柴田郡村田町大字沼辺字小谷地三十	村田透析クリニック
平成二十四年七月十日	白石市大手町三 - 十三	加藤小児科内科医院
指定年月日	所在地	名

有限会社よつば介護サービス

名取.

事

業

所

の

名

称

訪問看護

事

業

所

の

名

称

事 業

所 の 所

在 地

申 請 者

の

名 称

申 請 者 の 所 在 地

指

定 年

月 日

平成二十四年九月三日	宮城郡利府町青葉台二丁目二 - 百十	府病院前店ヤマザワ調剤薬局仙塩利
平成二十四年九月一日	柴田郡柴田町槻木上町一 - 八十一 - 一	こひつじ薬局
平成二十四年六月一日	大崎市松山千石字広田三十五	クラーク薬局
平成二十四年九月二十日	遠田郡涌谷町本町八十六	菊池歯科医院

○宮城県告示第八百十三号

があった。 及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項の規定によりそ の例によるものとされた場合を含む。) の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨届出 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進

平成二十四年十月十九日

宮城県知事 村 井 嘉

浩

変

変

加藤小児科	菊池歯科医院	西村歯科医院	加藤整形外科小児科医院	名称
白石市大手町三 - 十三	遠田郡涌谷町本町八十六	柴田郡川崎町大字前川字町尻十二	白石市大手町三 - 十三	所在地
平成二十四年九月十五日	平成二十四年九月十四日	平成二十四年九月一日	平成二十四年七月九日	廃止年月日

宮城調剤薬局七ヶ浜店	
宮城郡七ヶ浜町遠山一丁目二 - 三十	
平成二十四年八月三十一	

○宮城県告示第八百十四号

の例によるものとされた場合を含む。) の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨届出 及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 (平成六年法律第三十号) 第十四条第四項の規定によりそ 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十条の二 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進

平成二十四年十月十九日

宮城県知事

村

井

嘉

浩

があった。

石巻市穀町五 - 二十四
在地

○宮城県告示第八百十五号

によりその例によるものとされた場合を含む。) の規定により、指定介護機関として次のとおり指定 国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項の規定 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十四条の二第一項 (中国残留邦人等の円滑な帰

平成二十四年十月十九日

宮城県知事

村

井

嘉

浩

訪問介護

ス	市大手町五丁目十番地の五	事業所の所在地
棟一〇二号室 中 請 者 の 所 在 地 指 定 年 月 5	限会社よつば介護サー	請者の名
成二十四年三月一	棟一〇二号室 取市大手町五丁目十番地の五アーバンホーム	請者の所在
	成二十四年三月一	定 年 月

(3)	平点	戊24年1	0月19	日3	金曜日		宮	城	県	公	ŧ	B				1	第2400·	号
-	事業所の名称	七 居宅介護支援事業	グループホーム憩いの里かがの	事業所の名称	六 認知症対応型共同生活介護	加藤小児科内科医院	事業所の名称	五 通所介護	アイセイ薬局登米店	加藤小児科内科医院	本吉調剤薬局	アイセイ薬局明石台店	事業所の名称	四居宅療養管理指導	加藤小児科内科医院	事業所の名称	三 訪問リハビリテーション	加藤小児科内科医院
•	事業所の所在地		登米市中田町石森字加賀野二丁目二十六番地二	事業所の所在地		白石市大手町三番十三号	事業所の所在地		登米市登米町寺池桜小路九十九 - 十	白石市大手町三番十三号	気仙沼市本吉町津谷新明戸三百二十六 - 一	黒川郡富谷町明石台六丁目一 - 二十	事業所の所在地		白石市大手町三番十三号	事業所の所在地		白石市大手町三番十三号
-	申請者の名称		サービス 株式会社宮城登米広域介護	申請者の名称		相原彰子	申請者の名称		株式会社アイセイ薬局	相原彰子	有限会社メディラック	株式会社アイセイ薬局	申請者の名称		相原彰子	申請者の名称		相原彰子
•	申請者の所在地		登米市迫町佐沼字光ヶ丘百四十番地の二	申請者の所在地		白石市大手町三番十三号	申請者の所在地		東京都千代田区丸の内二丁目二番二号	白石市大手町三番十三号	名取市高舘吉田字前沖三十四番地の三十七	東京都千代田区丸の内二丁目二番二号	申請者の所在地		白石市大手町三番十三号	申請者の所在地		白石市大手町三番十三号
	指定年月日		平成二十四年九月一日	指定年月日		平成二十四年七月十日	指定年月日		平成二十四年九月一日	平成二十四年七月十日	平成二十四年九月一日	平成二十四年九月一日	指定年月日		平成二十四年七月十日	指定年月日		平成二十四年七月十日

第2400	号 꼭	严成24	年10月	19日	金曜	2日	宮	城	県	. /2	<u>\</u>	報						(4)
十二 介護予防福祉用具貸与	加藤小児科内科医院	事業所の名称	十一 介護予防通所介護	アイセイ薬局登米店	加藤小児科内科医院	つばさ薬局松陽台店	つばさ薬局玉川店	アイセイ薬局明石台店	つばさ薬局松島店	事業所の名称	十 介護予防居宅療養管理指導	加藤小児科内科医院	事業所の名称	九 介護予防訪問リハビリテーション	加藤小児科内科医院	事業所の名称	八 介護予防訪問看護	有限会社よつば介護サービス
	白石市大手町三番十三号	事業所の所在地		登米市登米町寺池桜小路九十九 - 十	白石市大手町三番十三号	塩釜市松陽台二丁目十六 - 一	塩釜市玉川一丁目五 - 十二	黒川郡富谷町明石台六丁目一 - 二十	宮城郡松島町松島字普賢堂五 - 五	事業所の所在地		白石市大手町三番十三号	事業所の所在地		白石市大手町三番十三号	事業所の所在地		名取市大手町五丁目十番地の五
	相原彰子	申請者の名称		株式会社アイセイ薬局	相原彰子	有限会社みやぎ保健企画	有限会社みやぎ保健企画	株式会社アイセイ薬局	有限会社みやぎ保健企画	申請者の名称		相原彰子	申請者の名称		相原彰子	申請者の名称		有限会社よつば介護サービ
	白石市大手町三番十三号	申請者の所在地		東京都千代田区丸の内二丁目二番二号	白石市大手町三番十三号	仙台市太白区長町四丁目三 - 二十六	仙台市太白区長町四丁目三 - 二十六	東京都千代田区丸の内二丁目二番二	仙台市太白区長町四丁目三 - 二十六	申請者の所在地		白石市大手町三番十三号	申請者の所在地		白石市大手町三番十三号	申請者の所在地		A棟一〇二号室 名取市大手町五丁目十番地の五アーバンホーム大手
	平成二十四年七月十日	指定年月日		平成二十四年九月一日	平成二十四年七月十日	平成二十四年九月一日	平成二十四年九月一日	平成二十四年九月一日	平成二十四年九月一日	指定年月日		平成二十四年七月十日	指定年月日		平成二十四年七月十日	指定年月日		平成二十四年九月一日

)	平成24年10)月19日	金曜日		宮	城	県	公	‡	3			
	所留判人等の円滑な帰国の仮進7 第十四条第四項の規定によりそ2 でのとおり指定した。	人等20月骨は帚国20保護法(昭和二十五県告示第八百十六号	大郷町地域包括支援センター	事業所の名称	十六 介護予防支援	有限会社ホロス	事業所の名称	十五 特定介護予防福祉用具販売	有限会社ホロス	事業所の名称	十四 特定福祉用具販売	グループホーム憩いの里かが	事業所の名称

事 業

所 の 所

在 地

申 請 者 の 名称

申 請 者 の 所 在 地

城	県	公	幸	艮				第	2400	号	
有限会社ホロス	事業所の名称	十五 特定介護予防福祉用具販売	有限会社ホロス	事業所の名称	十四 特定福祉用具販売	グループホーム憩いの里かがの	事業所の名称	十三 介護予防認知症対応型共同生活介護	有限会社ホロス	事業所の名称	
気仙沼市長磯原ノ沢百三十番地七	事業所の所在地		気仙沼市長磯原ノ沢百三十番地七	事業所の所在地		登米市中田町石森字加賀野二丁目二十六番地二	事業所の所在地	心介護	気仙沼市長磯原ノ沢百三十番地七	事業所の所在地	
有限会社ホロス	申請者の名称		有限会社ホロス	申請者の名称		株式会社宮城登米広域介護	申請者の名称		有限会社ホロス	申請者の名称	
気仙沼市長磯原ノ沢百三十番地七	申請者の所在地		気仙沼市長磯原ノ沢百三十番地七	申請者の所在地		登米市迫町佐沼字光ヶ丘百四十番地の二	申請者の所在地		気仙沼市長磯原ノ沢百三十番地七	申請者の所在地	
平成二十四年八月一日	指定年月日		平成二十四年八月一日	指定年月日		平成二十四年九月一日	指定年月日		平成二十四年八月一日	指定年月日	

?!! 告示第八百十六号

黒川郡大郷町大松沢字鶴田山三十六番地の二

社会福祉法人永楽会

黒川郡大衡村大瓜字長町七十七番地の三

平成二十三年九月一日

指 定 年

月

日

[条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。) の規定により、施術者として |保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条において準用する同法第四十九条 (中国 |人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 (平成六年法律第三十号)

宮城県知事 村 井

嘉

浩

(富ヶ丘鍼灸整骨院)小松 正徳	(きむら整骨院) 木村 健志	(高田治療院)高田 芳則	氏名(施術所の名称)
黒川郡富谷町富ヶ丘二 - 四 - 六	柴田郡柴田町槻木新町一 - 三 - 一	ティ弐番館二〇二多賀城市城南一丁目十三 - 二十二テイス	施術所の所在地
平成二十四年十月四日	平成二十四年九月十八日	平成二十四年九月十三日	指定年月日

第2400号 平成24年10月19日 金曜日 宮 城 県 公 報

松島病院

宮城社会保険病院

東北厚生年金病院

名

称

所

在

○宮城県告示第八百十七号

(6)

国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)

生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十五条において準用する同法第五十条の二 (中

第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。) の規定により、指定施術者か

ら次のとおり廃止した旨届出があった。 平成二十四年十月十九日

氏名 (施術所の名称)

施 紨

所 の

所

在

地

廃

止

年

月

日

宮城県知事

村

井

嘉

浩

平成二十四年十月十九日

(すずき整骨院)鈴木 和浩

柴田郡柴田町槻木上町二 - 八 - 十四

日 平成二十四年八月三十一

O

次の病院を

0

0

○宮城県告示第八百十八号 救急病院等を定める省令 (昭和三十九年厚生省令第八号) 第一条第一項の規定により、

救急病院と認定した。

平成二十四年十月十九日

宮城県知事 村 井

嘉

浩

0

一二—一 仙台市宮城野区福室一丁目 地 日平成 認定年月日 一十四年十月十

地二六宮城郡松島町高城字浜一番 一四三仙台市太白区中田町字前沖 十九日 平成二十四年十月二 十日 平成二十四年十月二

十八日 平成二十七年十月

0

九日 工工年十月十

平成二十七年十月九

0

認定の有効期限

○宮城県告示第八百十九号

設として次のとおり指定したので、 児童福祉法 (昭和二十二年法律第百六十四号) 第二十四条の二第一項に規定する指定障害児入所施 同法第二十四条の十八の規定により告示する。

平成二十四年十月十九日

所 番 号 宮城県知事 村

井 嘉 浩

 \bigcirc

0

0

0

〇四五一三〇〇〇一六一ステップ 所在地施設の名称及び 福祉型障害児入 施設の種類 一社会福祉法人 設置者名 | 平成二十四年 指定年月日

事

業

○宮城県告示第八百二十号

上七番地の一栗原市金成梨崎道ノ 所施設 栗原秀峰会

十月

日

ビス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。 障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サー

宮城県知事 村 井 嘉 浩

業所番号	所在地野業所の名称及び	1 ビスの種類	設置者名	指定年月日
回1000回1	五番の一五番の一方の一方を表して、一方である。	短期入所	石巻 祥心会 心会	十平成二十四年 日 四年
四 0 1000五九	十二 - 二 石巻市蛇田字小斎三 第二ひたかみ園	短期入所	石巻祥心会 社会福祉法人	十月一日 平成二十四年
四1000次七	和田百二十三番地石巻市雄勝町小島字雄心苑特別養護老人ホーム	短期入所	旭壽会 社会福祉法人	十平 月一日 日四年
四十〇〇〇〇 四	字八木四十六番地三 石巻市桃生町中津山 田川 1 短期入所生活介護事 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	短期入所	東北福祉会人	十月一日
四	七〇 栗原市志波姫南堀口 虹の駅 特定非営利活動法人	短期入所	動法人虹の駅 特定非営利活	十月一日 日 田年
四 三〇〇〇五六	上七番地の一栗原市金成梨崎道ノほっとさわべ1	短期入所	栗原秀峰会 社会福祉法人	十月一日 平成二十四年
	上七番地の一栗原市金成梨崎道ノステップ	短期入所	栗原秀峰会 经会福祉法人	十月一日 平成二十四年
四 三000七二	上七番地の一栗原市金成梨崎道ノほっとさわべ2	短期入所	栗原秀峰会 社会福祉法人	十月一日 平成二十四年
回 三〇〇二〇五	道満三十九 東原市一迫真坂字新 東原市一迫真坂字新 村別養護老人ホーム	短期入所	宮城福祉法人	十月一日 日 田年
四 四000111	障害者日中活動支援	短期入所	社会福祉法人	平成二十四年

_	. 1 / 1 /		.073			ᅫᄼ	± H			7-26	//\	A TIX	`			A3 Z 700	
	協城区気	X		<u> </u>	合するものと認める。	の共済	準用す	漁業	○宮城県告示第八百二十一号	0	0	O 四	O 四	〇 四	0	0	
	協城区気 同県域仙 組漁(沼 合業宮市	域		成	もの	契約	る法	災害	県告	四	四二	四	四	四	0回		
				平成二十四年十月十九日	と認め	の締結	第百五	補償	示 第 ハ	0回	0回1三10001	五〇	五〇	五〇	四〇		
	よ未トリ満ン	X		十月	న్ <u>ల</u>	の申	茶の	区(昭	旨	001	001	五〇〇三〇九	五〇〇〇七七	五〇〇〇五	十国〇〇〇国	四〇〇〇三九	
	業 により 行う 漁船 トン数十ト	分		十九日		込みマ	第	和三	+ - 문	八	七		_		_		
		属園		н		の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、	項の	漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号。	7	字牡お特 小鹿な別 屋郡が養	十二号四十八番地一、連田郡美里町練牛字施設のぎく際書者日中活動支援	字南山百七十九 - 一大崎市岩出山下野目大崎太陽の村 大崎太陽の村 指定障害者支援施設	坂大百特 二崎才別 十市館養	山大す 一崎ま ・市い	二十二番地五十五 共生園	百三十七番地八東松島市高松字西風施設共生園 障害者日中活動支援	前三百二十四番地三東松島市矢本字太子施設ぎんの星
	十平 月成二 十日 四年	届 問 意 成 立 の				約の設	規定に	法律第		屋郡が養し大田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	四美ぎ日十里く中	古岩陽害	四三護番本老	市古川山の	番市 技	七市生日 番高園中	三市ん
						定につ	より	置 五·		1 ム 三 一 : 一 ム	八町 番練 動 地牛 支	丁山村文 九下 援 ・野 施	以二十四番地の三日才館 日才館 日才館 日本本字大豆日本の三十二日本の三十二十四番では、 日本の三十二十四番地の三十二十四番では、 日本の三十四番地の三十二十四番地の三十四番では、 日本の三十四番地の三	小野字嵐	- 二番地五十五日十五日十五日十五日十五日十五日十五日十五日十五日十五日十五日十五日十五日	地位 活 動 支	四本生 番字 地太
	気佐三気仙々十仙	発起人				いいて	囲出の	十八号									三子
	市正・市唐利二唐	ത	宁			の同意	あった	る以下		短期入所	短期入所	短期入所	短期入所	短期入所	短期入所	短期入所	
	桑 桑 町 町	所 及 び	城県				た次の	ト「法」		所	所	所	所	所	所	所	
	示 計 百	氏名	事			法第五	域及			~			~				
		漁	村			八条	が 区	という。		永 永 楽 会 福 祉 法 人	矢本愛育会-	聖心会 福祉法人	永楽会 福祉法人	大崎誠心会 社会福祉法人	矢本愛育会-	矢本愛育会 配達	矢本愛育会
	二十行災百九令害	・								社 社 法-	育祉会法	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	社 社 法-	心社会法	育祉 会法	育祉会法	育会
l	九年() 相 十政昭償	類				に規	る特	八条							十平		+
	六人	漁特業定	嘉			定する	正 第	第百八条第五項に		十平成二十四年 日 四年	十平 月成 一二 日十	十平 月二十 日 四年	十平 月成 一二 日 <u>十</u>	十平 月成 一二 日 <u>十</u>	十平 月成 一二 日 <u>十</u>	十平 月成 一二 日十	十 月 一 日
		漁特 業定二 数号	浩			要件に	号漁業	お		四四年	四四年	四四年	四四年	四四年	四四年	四四年	
						適	者	けて		· .	· ·	· ·	· .		·	·	
ı																	

ŧ.	
同意成立の	
	宮城県知事
E E	村
) [井

嘉

浩

十五城即入	区十宮 四城 加県 入第	区十宮 二城 加県 入第	名加 入区 称の
城県告示第三平成十九年宮	鮪う支同宮で入共に業百城平立ち所組城告区済基災十県成の上の合県示のにづ害八告十区鮪地の漁さ設係く補号示九域立区唐業れ定る漁償(第年、の桑協た)加業法漁三宮	域う支同宮で入共に業百城平ち所組城告区済基災十県成宿の合県示のにづ害八告十浦地の漁さ設係く補号示九の区唐業れ定る漁償(第年区の桑協た)加業法漁三宮	区域
十月十日平成二十四年	十平 月成 十二 日十 四 年	十平 月成 十二 日十 四 年	届 間 ま 成 立 の
二二気仙沼市唐桑町浦百十	会 大 一 完仙沼市唐桑町上 新立 大 十二 市唐桑町上 第立 美 前立 八 十二 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	皇山 有一 京仙沼 市唐桑 町宿浦二 東京 東京福浦二	発起人の住所及び氏名
法施行令 (昭	養す条三令和法漁 殖るの号第三十行 第特四(第三十行炎 定に第百九令害 か規十九年(補 き定八十政昭償	養す条三令和法漁 殖るの号第三施業 業特四() 二十行災 定に第百九令害 か規十九年(補 き定八十政昭償	養殖業の種類
굿	穴		養殖 強 は 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大

所の協城区気 の唐同県域(地桑組漁(宮 支合業宮市	所の地区)
業 によ は り 行 う 漁 船 ト ト	
十月 月十日 日 年	
伊東 宏仙沼市唐桑町欠浜四十六-十七	三浦 - 五 理市
業に三令和法漁業 規号)第二十令(すご第二十令(すごのでは る 流条 で で で で で に で の に の の に の の に の の の の の	業 に規定する漁 三号)第六条
	

○宮城県告示第八百二十二号

業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百二十五条の六第一項に規定 において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖 漁業災害補償法 (昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。)第百二十五条の六第三項

する要件に適合するものと認める。

平成二十四年十月十九日

 2400	5	平力	χ24 -	年10) H	19 🗆	د	五唯	<u> </u>		ı	坝				公	羊 区	(8)
○宮城県告 法令殺	六患畜	平成	五発生	登米市	四発生	患畜	三患畜	牛	畜種	₱	家畜		平成	畜伝染病	家畜伝	○宮城県	区十宮 七城 加県 入第	X
公告示第 八	患畜の取扱い	二十四年	発生年月日	市	発生の場所又は区域	豆頭	及び疑似	牛 (黒毛和種)	11	ネ病	家畜伝染病の種類		≅□十四年	が発生し	染病予防	告示第ハ		——— 共に業百
○宮城県告示第八百二十四号法令殺	ν.	平成二十四年十月二日			な区域		患畜の区分	1 1			種類		平成二十四年十月十九日	畜伝染病が発生した旨の届出があった。	法(昭和二	○宮城県告示第八百二十三号	西う支同宮で入共に業百城平 舞ち所組城告区済基災十県成 根東の合県示のにづ害八告十 の舞地の漁さ設係く補号示九 区根区唐業れ定る漁償へ第年 域、の桑協た)加業法漁三宮	育基災十 こが る い る 漁業 に は は は 漁 注 、 漁 注 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、
							患畜及び疑似患畜の区分並びにその頭数							があった。	十六年法律第		十平 月成 十日 日 四 年	
							数								百六十六号			—————————————————————————————————————
												宮城県知事			家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定により、		島山 一京 二十三十二十三十二十三十二十三十二十三十二十三十二十三十二十三十二十三十二十三	量山 — 春 三十四 - 四 三十四 - 四 三十回 - 四 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三
												村			項の規定		養す条三令和法漁 殖るの号第三施業 業特四)二十行災 業に第百九令害 が規十九年(補 き定八十政昭賞	条三令和 の号第二十 の第二十 の第二十 の第十九 は は い に は い に れ に た に た に た り に た り に り に り た り た り た り
												井嘉						見十九年 定八十政 ———
												浩			次のとおり家			
														=	<i>a</i> v			

3、次の従前の土地を、地積を特に減じて換地を定め、又は換地を定めない土地として指定した。|条の二の三第一項の規定に基づき、県営土地改良事業中埣西部地区について樹立する換地計画に関土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十九条の二第三項において準用する同法第五十

地積を特に減じて換地を定める土地

宮城県知事

村

井

嘉

浩

平成二十四年十月十九日

換地を定めない土地

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	大崎市	市町村
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	古川上埣	大字
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	八坂裏	字
五八	五七	五四	五三-	五 -	五〇	四九一	五-	Ξ-	-		七	六 - 二	六 -		_	地番
田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	畑	田	田	地目
田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	畑	田	田	用途
																地
														_		積
五〇三	四	五八四	九二二	九三	九三二	八八〇	Ξ	八三九	六 〇	四六三	三 九	七〇九	五四	五八	一 九 六	m²

沿仙宮岸台城。	○宮城県告示第八百二十五号四和三十三年宮城県告示第八百二十五号四年十月十九日	同同同同
海松 岸島 	城県告示第八百二十五号平成二十四年十月十九日和三十三年宮城県告示第八百二十五号	同同同同
区宮 海戸 岸地	14、14、14、14、14、14、14、14、14、14、14、14、14、1	同同同同
地波 先津 海々 岸浦	(宮戸地区)	
度 度 度 度 度 度 度 度 度 度 度 度 度 度 度 度 度 補点四 基三 基 〇(い)〇(り)〇(コ)〇(か)〇(い)〇(い)〇(い)〇(い)〇(い)〇(い)〇(い)〇(い)〇(い)〇(い	宮城県仙台湾沿岸松島湾海岸宮戸地区海岸波津々浦地先海岸に係る表を次のように改める。平成二十四年十月十九日平成二十四年十月十九日(海岸保全区域の指定)の一部を次のように改正する宮城県告示第八百二十五号	六 六 六 五 二 一 〇 九
七北七北七北七北七北七北七北七北八北八北八北九北五北五北五北五北四北 七宮 二宮 砂緯秒線秒線秒線秒線秒線秒線秒線秒線秒線秒線秒線秒線秒線 五戸 東戸 一三二三四三五三六三六三八三〇三一三二四三二三〇三一三〇三八三 東字 経字 一八〇八六八五八六八八〇八四八一八二八四八六八三八一八二八 経西 一扇 一度八度五度三度二度九度八度 一番 四田 六一八一三一七一九一七一五一六一一一一一一 四主 一四 の九の九の九の九の九の九の九の九の九の九の九の九の九の九の九の九の九の九の九	先海岸に係の指定)の	田田田田
の九の九の九の九の九の九の九の九の九の九の九の九の九の九の九の九の九の九の九	る 表 を 村 次 次	田田田田
地分地分地分地分地分地分地分地分地分地分地分地分地分地分地分地分地分地分地分	表を次のように改める。 村 井 嘉 浩 部を次のように改正する。	四四七五四七五
 の 昭 宮 平 和 城		
○ 宮 田和 城県 日本		
十 城 百		
1		
保 区 、 、 (イ) 分は分は分は分は分は分は分は分は分は分は分は分は分は分は分は分は分は分は分は	『八点八点八点八点八点八点 『分は分は分は分は分は分は分に 「四、四、四、四、四、四、四	京八点八点八点 は分は分は分は、 、四、四、四、 と六北六北七北 章秒緯秒緯秒緯
宮 域	、八八六八九八九八五八九/ 五度八度七度三度六度四度 -五一七一四一五一九一二-	、五八一八一八 夏五度七度〇度 -ニー六ーニー
	i点五点四点四点四点四点四点	四点四点四点四
村 井 嘉 浩 神	· → □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	九秒三□-11頁至九秒三八九京経九秒三八九六京経
C C C C C C C C C C		

点八点八点、八点八点、八点、八点、八点、八点、八点、八点、八点、八点、八点、八点	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
宮城県仙台湾沿岸鳴瀬海岸宮戸地区海岸扇田浜地先海岸に係る表を次のように改める。 宮城県仙台湾沿岸鳴瀬海 宮戸地 扇田地先 基点 A 点 東松島市宮戸字扇田田西都・号の北韓三八度一の分の二秒には、北韓三八度二の分の二秒八二の一の地点 (小点は、北韓三八度二の分の三秒〇四五七東経一四一度〇八分五二秒三五〇二の地点 (小点は、北韓三八度二〇分〇三秒〇四〇十東経一四一度〇八分五二秒三五〇二の地点 (小点は、北韓三八度二〇分〇三秒〇四〇十東経一四一度〇八分五二秒三五一の地点 (小点は、北韓三八度二〇分〇三秒〇四〇十東経一四一度〇八分五1秒11年 (小点は、北韓三八度二〇分〇三秒〇四〇十東経一四一度〇八分五120000 (小点は、北韓三八度二〇分〇三秒〇四〇十東経一四一度〇八分五120000 (小点は、北韓三八度二〇分〇三秒〇四〇十東経一四一度〇八分五120000 (小点は、北韓三八度二〇分〇三秒〇四〇十東経一四一度〇八分五120000 (小点は、北韓三八度二〇分〇三秒〇四〇十東経一四一度〇八分五九秒五八度二〇分〇一秒五八二五東経一四一度〇八分五九秒五八度二〇分〇一秒五八二五東経一四一度〇八分五九秒五八度二〇分〇一秒五八二五東経一四一度〇八分五九秒五八度二〇分〇一秒五八二五東経一四一度〇八分五九秒五八度二〇分〇一秒五八二五東経一四一度〇八分五十段三〇分〇一秒五八二五東経一四一度〇八分五十段三〇分〇一秒五八二五東経一四一度〇八分五十段三〇分〇一秒五八二五東経一四一度〇八分五十段三〇十段三段三段三段三段三段三段三段三段三段三段三段三段三段三段三段三段三段	域(サ)(ウ)(ヲ) 区度 度 (ロ)(ロ)(ロ)(ロ)(ロ)(ロ)(ロ)(ロ)(ロ)(ロ)(ロ)(ロ)(ロ)(

た。

県 公 報 (12)区度 A.域〇(5

○宮城県告示第八百二十七号

定により、 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規 次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、 農林水産大臣から通知があっ

平成二十四年十月十九日

宮城県知事 村 井 嘉

浩

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

栗原市(次の図に示す部分に限る。

保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

変更後の指定施業要件

(-)立木の伐採の方法

1

主伐に係る伐採種は定めない。

 (\Box) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整

備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、 次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

2

 (\equiv)

次のとおりとする

次の図」及び「次のとおり」 Ιţ 省略し、 その図面及び関係書類を宮城県庁(農林水産部森林

整備課)及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。

告

公

のうち育成医療を行う医療機関として次のとおり指定したので、同法第六十九条の規定により公告す ○障害者自立支援法 (平成十七年法律第百二十三号) 第五十四条第二項の規定により、 平成二十四年十月十九日 自立支援医療

宮城県知事

村

井

嘉

浩

月

日

තූ

利府病院医療法人寶 名 樹会仙塩 称 医療の種類担 当 す る 形成外科 号城郡利府町青葉台 所 在 丁目 地 百八 日平 戍 指 定 一十四年十月 年

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、 次のとおり落札者を決定し

平成二十四年十月十九日

落札に係る物品又は役務の名称及び数量

宮城県知事

村

井

嘉

浩

1 FMS教育システム 一式

モニタリングステーション 十式

契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 出納局契約課 仙台市青葉区本町三丁目

番一号

落札者を決定した日 平成二十四年八月二十三日

兀 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地

1 一の1の購入物品 松原産業 松原健二 宮城県仙台市泉区南光台南三丁目二十五番二十一

号

の2の購入物品 富士電機株式会社 東京都品川区大崎一丁目十一 番

五 落札金額

(13	3)	平	成2	24年	10)	月19	日	金	曜日	1	宮	城	ļ	₹	公		報						第2	2400)号	
		平成二十四年十月十九日	体の届出事項を異動した旨届出があった。	政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第七条第一項の規定により、	○宮選管告示第百七号	畠山昌樹の会		政治団体の名称	□ 法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体	る市民の会放射能から子供を守	石巻若志士会	天下みゆき後援会	我妻正弘後援会	政治団体の名称	(イ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体	─ その他の政治団体(政党、		5 	平成二十四丰十月十九日	体の届出があった。	政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第六条第一項の規定により、○宮選管告示第百六号		七 入札の公告を行った日	六 契約の相手方を決定した手続	2 一の2の購入物品	1 一の1の購入物品
		月十九日	した旨届出	昭和二十三	号	畠山 昌樹	1	の代 氏表 名者	七第一項第	石橋章	阿 部 利	佐藤芳	稲富朋	の代 氏表	政治団体以			; - 7 E	ヨ 十九 ヨ	:	昭 号 和 二 十 三	選挙		決定した手	_	
			があった。	年法律第百		畠山		の 氏 会計責任者	一号に係る	章子 千葉さよ子	利基赤間	芳男 坂田	朋博 菅原長一郎	名の氏名	外の政治団	政党の支部及び政治資金団体以外の政治団体)					年法律第百	選挙管理委員会	平成二十四年七月十三日		億一千三百八万五千円	一億四千三百八十五万円
	_			九十四号		町 一 一 一			国会議員		俊文石	孝雄塩		任名者	体	i及び政治		_]	九十四号	員会	七月十三	一般競争入札	万五千円	.十五万円
	宮城県選挙管理委員会) 第七条第		町一 - 一三 - 六	1 1 1	所 在 地	関係 政治団	白石市鷹巣西二 - 七 - 三	石巻市中里七 -	塩竈市旭町六	刈田郡蔵王町宮字坂山三一	主たる更		貧金団体以	委員	宮城県選挙管理委員会) 第 六 条 第					
	管理委員会			一項の規定					体	二-七-=	- - 六		宮字坂山三	主たる事務所の所在地		外の政治団	長菊	管理委員会]	一項の規定					
	4					衆譲院譲員	4. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1.	公職の種類		_			<u> </u>	在地		(本)	地	4								
				次のとおり政治団		平成二十四年	ž _	届出年月日		平成二十四年 平成二十四年	平成二十四年 平成二十四年	平成二十四年 平成二十四年	平成二十四年	届出年月日			光輝				次のとおり政治団					
				政治団		十四二年日	<u>[</u>]	月 日 ———		十四 八年 日	十四 九年 日	十四 九年 日	月四三年日	月 日 ———						İ	政 治 団					
	仙沢会		(→ その!			平成	団体が解散	政治資	○宮選管	政治結社赤		木村晴夫後		小山修作後	大久保三代		大久保三代	赤間正幸後	政治団	(二) そのか	委員会 会	選挙区支部	自由民主	政治団	⊖政党の	
		政治団	その他の政治団体(政党、			一十四年十月十九日	散した旨届出があった。	金規正法 (昭	○宮選管告示第百八号	亦心義塾		後援会		後援会	代連合後援会		代連合後援会	後援会	政治団体の名称	体	克仙台東地区	部 宮 城 県 第五	自由民主党青葉区支部	政治団体の名称	の支部	
		体の名				十九日	があった。	和二十三年法		所の所在地 主たる事務	の 会計 責任 名者	の代 氏表 名者	の 会計 責任 名者	の代 氏表 名者	の会 計 氏 名 名	1 月 日本	新たる 事務	の代 氏表 名者	異動事項	(政党、政党	の代 氏表	の 会計 責任 名	の代 氏表 名者	異動事項		
		称	兄の支部及					本律第百ヵ			木村	木村	大本	真壁	五 在 吉川 由 香 里			三浦	垻	兄の支部及	名者 佐 藤	百 吉川由香里	日日田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	垻		
	澤	代	政党の支部及び政治資金団体以外の政治団体)		宮城県			政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十七条第一項の規定により、次のとおり政治		目中町一七 - 二五仙台市若林区六丁の	繁子	晴 夫	亨	茂 信	香里	1	九九 - 七 遠田郡涌谷町字本町	正	新	(政党、政党の支部及び政治資金団体以外の政治団体)	克之	香里	恒司	新		
	澤田 朋啓	代表者の氏名	体以外の	委 員 長	宮城県選挙管理委員会			七条第一			斉藤	木 村	大本	鈴 木	遠藤			遠藤		体以外の	山岸	遠藤	熊谷			委 員 長
			政治団体)	菊地	委員会			項の規定によ		○三 - 八 - 二 多賀城市新田字後一	鉄 男	史 芳	享	由昭	利信] = = = = = = = = = = = = = = = = = = =	也一三,一五四 石巻市門脇字二番谷	恵久	IΒ	政治団体)	克彦	利信	善夫	旧		菊地
	平成二十四年九月二十五日	解散年月日		光				り、次の _.				平成二十四年		平 成 -	平 成 九二			平 成 -	届出		平 成 -	平 成 九 <u>.</u>	平 成 -	届出		光
	十五日	日		輝				とおり政治		平成二十四年		十四月四日		平成二十四年	平成二十四日 十四日	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -	平成二十四年	平成二十四年	届出年月日		平成二十四年	九月二十四日 平成二十四年	平成二十四年	届出年月日		輝

第24 織田 淵啓	00 (個人分)	1 5 寄附の内訳	平の他の経費	組織活動費	年 10 政治活動費) 月 事務所費	9 備品・消耗品費	经常経費	金 4 支出の内訳	田 個人分	宮	3 本年収入の内訳	坂 2 対出総額	本年収入額	前年繰越額	1 以入総額	公 報告年月日 24. 3.23 (24. 9.25解散)	資金管理団体の届出に係る公職の種類 宮城県議会議員	資金管理団体の届出をした者の氏名 澤田 朋格	仙沢会	(資金管理団体)	政治団体の収支報告書の要旨(単位:円)	委員長	宮城県選挙管理委員会	平成二十四年十月十九日	おり公表する。	成二十三年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第	政治資金規正法 (昭和二十三年法律第百九十四号) 第十七条第一項の規定により、	〇宮選管告示第百九号	14 吉田貞子後援会 吉田 4
200,000 仙台市青葉区			53,735	12,100	65,835	19,950	183,613	203,563		210,000	210,000		269,398	210,000	76,429	286,429						位:円)	長 菊 地 光 輝	官理委員会			同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のと	第一項の規定により、政治団体から平		貞子 平成二十四年九月二十四日
政治活動費	3 支出の内訳	2 支出総額	前年繰越額	1 収入総額	報告年月日 24.9.26 (24.9.24解散)	吉田貞子後援会	(その他の政治団体)	2 支出総額	前年繰越額	1 以入総額	報告年月日 24.9.25 (24.9.25解散)	資金管理団体の届出に係る公職の種類 宮城県議会議員	資金管理団体の届出をした者の氏名 澤田 朋啓	仙沢会	(資金管理団体)	政治団体の収支報告書の要旨(単位:円)	丢	宮城県選	平成二十四年十月十九日	おり公表する。	成二十四年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のと	政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から平	○宮選管告示第百十号	2 支出総額	前年繰越額	1 以入総額	報告年月日 24. 2.10 (24. 9.24解散)	吉田貞子後援会	(その他の政治団体)	年間五万円以下のもの
4,453		4,453	4,453	4,453				0	17,031	17,031						(単位:円)	委員長 菊 地 光 輝	宮城県選挙管理委員会			3第一項の規定により、その要旨を次のと	〕条第一項の規定により、政治団体から平		0	4,453	4,453				10,000

(15)	平后	艾24	年1	0月	19 ⊟	1 :	金曜日	宮	切	i 県	2	<u> i</u>	報					ŝ	第2400号	;
木村晴夫後援会の平成十八年分収支報告書の要旨の			平成二十四年十月十九日	第百三十七号の一部を次のとおり改める。	があった平成十八年分収支報告書について、訂正	政治資金規正法 (昭和二十三年法律第百九十四	○宮選管告示第百十三号	澤田 朋啓 宮城県議会議員 仙沢会	の氏名 公職の種類 名 称以消しの届 公職の種類 資金管理団体の経済を管理団体の	Sin Asian El	平成二十四年十月十九日	管理団体の指定を取り消した旨届出があった。	政治資金規正法 (昭和二十三年法律第百九十四号) 第十九条第三項の規定により、 〇宮還管台河第百十二号		畠山 昌樹 衆議院議員 畠山昌樹の会	名 した者の氏 公職の種類 名 称の届出を 公職の種類 資金管理団体の資金管理団			平成二十四年十月十九日	管理団体の届出があった。	組織活動費
	委員長 菊 地 光 輝	宮城県選挙管理委員会			訂正の報告書が提出されたので、平成十九年宮選管告示	政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十二条第一項の規定により政治団体から提出		一-一七-三二 九月二十五日仙台市青葉区台原 澤田 朋啓 平成二十四年	所 在 地 氏 名 届出年月日主たる事務所の 代表者の 届出年月日		委員長 対察 地 光 輝宮城県選挙管理委員会		号) 第十九条第三項の規定により、次のとおり資金	Ź	山本町一・一三・ 九月十二日 山台市太白区八木 畠山 昌樹 平成二十四年	所 在 地 氏 名 届出年月日主たる事務所の 代表者の	委員長 菊 地 光 輝	宮城県選挙管理委員会		号)第十九条第二項の規定により、次のとおり資金	4,453
○宮選管告示第百十六号	「ア 前年繰越額 67,546円」を「ア 前年繰越額 67,550円」に改める。	「(1) 収入総額67,546 円」を「(1) 収入総額67,550 円」に、	1 収入・支出の総額中	木村晴夫後援会の平成二十年分収支報告書の要旨の	委員長 菊 地 光 輝	宮城県選挙管理委員会	平成二十四年十月十九日	示第百四十号の一部を次のとおり改める。 ニュの報告書か抜出されたので、平成二十一年室選管告		「(1) 収入総額 67,546 円」を「ソ 前年線越額 67,550円」に改める。		医电子型 经重量 医三角 电光 二二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	名戏 是 医 管理 医 看 公 平成二十四年十月十九日	第八十七号の一部を次のとおり改める。	があった平成十九年分収支報告書について、訂正の報告書が提出されたので、平成二十年宮選管告示政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十二条第一項の規定により政治団体から提出	「 卟	10万円未満の収入	「ウ その他の収入 4円」	a 回	2 収入・支出の内訳中 2 収入・支出の内訳中 428,800円」を「ハ 外弁収入職 428,800円」を「ハ 外弁収入職 428,804円」に改める。	収入・支出の総額中

第2400号 9 $\widehat{\omega}$ 審査に係る警備業務の種別及び級 平成24年10月19日

があった平成二十一年分収支報告書について、訂正の報告書が提出されたので、平成二十二年宮選管 告示第百三十号の一部を次のとおり改める 政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十二条第一項の規定により政治団体から提出 平成二十四年十月十九日 宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

木村晴夫後援会の平成二十一年分収支報告書の要旨の

(1) 収入・支出の総額中 収入総額

67,546 田」を「⑴ 収入総額

67,546円」を「ア 前年繰越額

J

前年繰越額

67,550日」に改める。

67,550 円」 に

公 安 委 員 会

〇宮城県公安委員会告示第152号

等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)附則第 7条第1項の規定による検定合格者審査(以下「審査」という。)を次のとおり実施する 警備業法の一部を改正する法律 (平成16年法律第50号) 附則第5条に規定する審査のうち、 . 警備員

宮城県公安委員会委員長 日本 松右

- (1) 検定規則第1条第1号に規定する空港その他の飛行場において航空機の強取等の事故の発生を 備業務」という。)に係る1級及び2級 警戒し、防止する業務(航空機に持ち込まれる物件の検査に係るものに限る。以下「空港保安警
- 業務(以下「施設警備業務」という。)に係る1級及び2級 検定規則第1条第2号に規定する警備業務対象施設の破壊等の事故の発生を警戒し、防止する
- 備業務」という。)に係る1級及び2級 負傷等の事故の発生を警戒し、防止する業務(交通の誘導に係るものに限る。以下「交通誘導警 検定規則第1条第4号に規定する工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における
- 検定規則第1条第5号に規定する運搬中の核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故の発生を警 防止する業務(以下「核燃料物質等危険物運搬警備業務」という。)に係る1級及び2級
- 事故の発生を警戒し、防止する業務(以下「貴重品運搬警備業務」という。) に係る1級及び2 検定規則第1条第6号に規定する運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の

瓷

2 実施期日

平成24年12月5日(水)午前9時30分から

ω 実施場所

仙台市青葉区本町3丁目8番1号

宮城県警察本部

4 審査定員

前記1に掲げる警備業務の種別ごとに1級及び2級あわせて20人

5 審查対象者

次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める者とする。ただし、検定規則附則第7条第2項の規定

空港保安警備業務1級

により学科試験及び実技試験の全部を免除される者を除く。

員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。) 第1条第1項に規定する検定(以下「旧検定」 という。) の空港保安警備に係る同条第2項に規定する1級に合格した者 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委

2 施設警備業務1級

旧検定の常駐警備に係る旧検定規則第1条第2項に規定する1級に合格した者

3 交通誘導警備業務 1 級

旧検定の交通誘導警備に係る同条第2項に規定する1級に合格した者

核燃料物質等危険物運搬警備業務 1 級

4

旧検定の核燃料物質等運搬警備に係る同条第2項に規定する1級に合格した者

9

貴重品運搬警備業務1級

60 空港保安警備業務2級

旧検定の貴重品運搬警備に係る同条第2項に規定する1級に合格した者

3

施設警備業務2級 旧検定の常駐警備に係る同条第2項に規定する1級又は2級に合格した者

旧検定の空港保安警備に係る同条第2項に規定する1級又は2級に合格した者

8 交通誘導警備業務2級

旧検定の交通誘導警備に係る同条第2項に規定する1級又は2級に合格した者

核燃料物質等危険物運搬警備業務 2 級

9

旧検定の核燃料物質等運搬警備に係る同条第2項に規定する1級又は2級に合格した者

6 貴重品運搬警備業務 2 級

旧検定の貴重品運搬警備に係る同条第2項に規定する1級又は2級に合格した者

試験は実技試験の前に行い学科試験に合格しなかった者に対して実技試験は行わない。) 審査を受けようとする種別の警備業務に関する知識及び能力に係る学科試験及び実技試験(学科

事前申込み 受付専用電話

 \exists

受付期間

け付ける。(氏名、住所、連絡先電話番号、勤務先、前記5の審査対象者に該当する項目につい 宮城県警察本部生活安全部生活環境課受付専用電話 (022 - 224 - 7311) にて事前申込みを受

12日までは午前9時から午後5時まで、13日のみ午後3時まで

公

 ∞

報

平成24年11月7日(水)から同月13日(火)までの土・日曜日を除く5日間(11月7日から

審査申請手続 なお、受付は先着順とし、定員に達した場合は期間内であっても締め切る

審査申請の受付期間

県

事前申込みにより予約番号を取得した者に対する受講手続きは、次のとおり行う

6午後5時まで)

城

申請書の提出先 平成24年11月14日(水)から同月20日(火)までの土・日曜日を除く5日間(毎日午前9時か

0

宮

課に提出すること 事前申込みの際に申込先警察署を指定するので、申請受付期間内に指定された警察署生活安全

なお、郵送による提出は受け付けない。

提出書類

審查申請書(検定規則別記様式)1通

旧検定規則第8条の合格証(以下「旧検定合格証」という。)の写し1通

写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメート

ル、横の長さ2.4センチメートルで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの。) 1葉

住所地を管轄する警察署生活安全課に提出する者については、宮城県内の住所地を疎明す

Ξ に属することを疎明する書面 属する営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課に提出する者については、 当該営業所

4

4,700円の額に相当する宮城県収入証紙により申請時に納付すること。 公安委員会関係手数料条例(平成12年条例第21号)第2条第1項の表第70の2項に基づき、

審査の実施に関し必要な事項

なお、既納の審査手数料は還付しない。

審査に係る学科試験及び実技試験を受験するときは、当該審査に係る旧検定合格証を持参するこ

9

審査に関する問い合わせ先 警察本部生活安全部生活環境課

電話番号022 - 221 - 7171 内線3184・3185